



# 令和5年4月10日(月)～16日(日) 春の火災予防運動を実施します！

## 【春の火災予防運動】

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」を全国統一防火標語とし、当消防本部管内を含む青森県では令和5年4月10日(月)から16日(日)までの7日間にわたり、「春の火災予防運動」を実施します。火災予防運動の行事として消防展等を下記のとおり実施しますので、この機会に最寄りの会場へ足を運び、防災について体験しましょう。

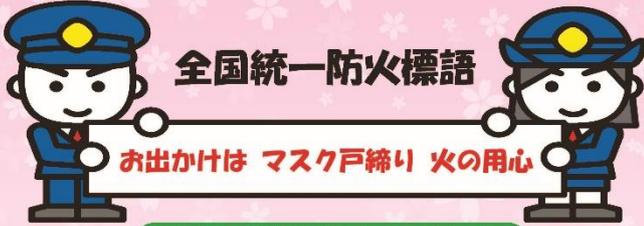
### 各種行事（消防展等）

4月8日、9日	09:00～12:00	ユニバース八戸ニュータウン店防災広場
4月8日、9日	09:00～12:00	消防防災展 in マエダストア田子店
4月9日、16日	09:00～12:00	階上岳防災キャンペーン
4月13日	09:00～12:00	道の駅さんのへ防災広場
4月15日、16日	09:00～12:00	道の駅なんごう消防防災広場
4月20日、21日	09:00～12:00	ユニバース下長店防災広場
4月22日、23日	10:00～13:00	イオン田向ショッピングセンター防災広場
4月22日、23日	09:00～12:00	消防防災フェスタ in ユニバース福地店

当消防本部令和5年春の火災予防運動チラシ

# 春の火災予防運動

令和5年4月10日(月)～4月16日(日)までの7日間



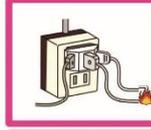
## 令和4年の火災発生状況 出火原因7-スト3



たき火  
13件



放火  
12件



配線器具  
8件

## たき火火災防止対策

毎年全国で出火原因の上位になるのが「たき火」です。当消防本部管内でも2年連続で1位となっています。

また、廃棄物の焼却行為は一部の例外(農業、林業等を営むための下枝等の焼却、たき火等)を除き、禁止されています。

たき火等、火災と紛らわしい煙を発生する行為をする場合は、火災予防条例により、事前に消防署への届出が必要になります。

※ただし、消防署はたき火(焼却行為)を許可するものとして受理するわけではありませんので、焼却行為をする時は、風の強い日は避け、必ず消火用のバケツ等を用意し、監視しながら行いましょう。



消防本部HP 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 消防本部・消防署 / 八戸地域防災協会 防災協会HP

お問い合わせ先: 消防本部 予防課 TEL: 0178-44-2133  
 横成町 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南郷町、畑上町、おひのせ町、新郷村(1市6町1村)

## 消防用設備等は適切に維持管理しましょう!

消火器などの消防用設備等は、火災時にその機能を発揮することができるよう日頃から点検を行うことが重要です。消防用設備等は、消防法により定期的に点検しその結果を消防署長等へ報告しなければなりません。不特定多数の者が出入りする特定防火対象物は1年に1回、それ以外の防火対象物は3年に1回の報告が必要になりますので、忘れずに実施しましょう。

延べ面積1,000㎡未満の事業所であれば、消防用設備等に関する資格がない方でも点検が可能です。その際は、ご自身で点検と消防署等への報告書の作成を行うことが出来る消防用設備等点検アプリ(無料)も利用しましょう。



アプリで点検できる消防用設備等: 消火器・消防用設備等・非常警報器具  
 特定小規模施設用自動火災報知設備

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画等の作成について

令和4年9月30日の中央防災会議において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の浸水が想定される区域に係る事業者(事業所)は、津波から利用客を守るため、津波避難計画等を定めた対策計画又は防災規程を作成し届出しなければならないこととなりました。(過去に対策計画又は防災規程を作成し届出している事業所でも新しく作成し、消防計画又は予防規程の変更として届出する必要があります。)



〔届出期限: 令和5年3月30日〕

対策計画等の作成が必要な「水深30cm以上の浸水が想定される区域」内に所在する事業所には、当消防本部から対策計画等に関するお知らせを郵送しております。お知らせ又は上の二次元バーコードを読み取り、詳細を確認の上、速やかに提出するようお願いします。

全国統一防火標語  
**「お出かけは マスク戸締り 火の用心」**

少年消防団員コンクール 優秀賞  
 【最優秀賞】大畑少年消防クラブ 中田 蓮斗さん

八戸地域防災協会ポスター

「お宅の住宅用火災警報器、電池切れていませんか? いざという時に作動するように、定期的に点検しましょう!」

全国統一防火標語

# 「お出かけは マスク戸締り 火の用心」



少年消防図画コンクール

【最優秀賞】大蛇少年消防クラブ なか た りゅう と 中田 琉斗さん

防災戦士ダッシュ119からのお願い



住宅用火災警報器



八戸地域防災協会



八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部



## 【住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検しましょう！】

平成 20 年 6 月 2 日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

古くなった住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで作動しなくなることがあるため、設置してから **10 年を目安に本体の交換をおすすめします**。ボタンを押しても紐を引っ張っても音が鳴らない場合は、電池切れか故障ですので、購入先へお問い合わせください。まだ設置していない場合は、早急に設置してください。

また、今後新しく住宅用火災警報器を設置・交換する際は、**連動型住宅用火災警報器をおすすめします**。「連動型」とは、火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、他の部屋に設置してあるすべての住宅用火災警報器が警報を発する方式です。別の部屋にいても火災の発生をすぐに知ることができます。早期に火災を発見できた場合は、初期消火を行える可能性があります。最近では、一般住宅で使いやすいように開発された住宅用の消火器が販売されています。

住宅用火災警報器の設置・交換にあわせて消火器の設置もお願いします。



## 【野焼きについて】

農業等を営むための刈枝等の焼却等、例外として認められる場合もありますが、野焼きを含む焼却行為は**禁止**されています。野焼きの拡大や焼却後の不始末から付近の枯草等へ燃え広がり、建物や林野にまで至る**大規模な火災**になっている場合もあります。

例外となる焼却を行う場合には、次のことを守りましょう。

- ①焼却前にあらかじめ管轄の消防機関へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届出書」を 2 部提出する。
- ②空気が乾燥していたり、風が強い日には焼却しない。
- ③消火の準備をし、焼却中は絶対に離れず、焼却後には完全に消火する。
- ④焼却により発生した煙等が近隣住民の生活環境に支障を来した場合には、ただちに焼却を中止する。



### ■お問い合わせ先■

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 予防課

TEL : 0178-44-2133 / FAX : 0178-44-1196

